

福岡県医発第430号(地)

平成19年 6月 7日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



平成19年度福岡県定期予防接種広域接種マニュアルの送付について

福岡県定期予防接種広域接種につきまして、日頃よりご協力賜り感謝申し上げます。

さて、平成19年度福岡県定期予防接種広域接種マニュアルを、別紙のとおりお送りさせていただきます。

つきましては、お手数ですが、貴会にて管下予防接種広域化実施協力医療機関数分を作成いただき、各広域化実施協力医療機関へ配布いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本マニュアルにつきましては、本会ホームページに後日掲載する予定です。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・毛利康茂



福岡県定期予防接種広域化 医療機関用マニュアル

平成19年4月1日

予防接種広域化の目的

現在、予防接種法及び結核予防法に定められた予防接種は、市町村事業として実施されており、対象者が予防接種を受ける場合、住所地の市町村が発行した予防接種予診票等に基づき住所地の市町村と契約した医療機関または保健センター（集団）等において実施されています。

このため、かかりつけ医による個別接種が推奨されているにもかかわらず、予防接種対象者は、例えばかかりつけ医等が住所地以外の市町村にある場合や病気治療等で住所地以外の病院等に入院されている場合には、それらの医療機関では予防接種を受けることができません。

予防接種広域化は、予防接種対象者の身体状況等を日頃から把握されているかかりつけ医による予防接種を推進し、被接種者が安心して接種が受けられる体制を整備することで、予防接種機会の拡大を図るために行われるものです。

広域化における対象予防接種について

各市町村が予防接種第3条の規定に基づいて行う定期予防接種のうち、下記予防接種を広域化対象として実施する。

- 1) DPT（三種混合）
- 2) DT（二種混合）
- 3) 麻しん
- 4) 風しん
- 5) MR（麻しん風しん混合）

・各市町村経過措置による麻しん又は風しんの単抗原ワクチンの接種は含まない。

- 6) 日本脳炎
- 7) インフルエンザ（65歳以上）

①60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者も含む。

②インフルエンザの接種期間は被接種者の住所地の設定期間に限る。

③各市町村のインフルエンザ接種期間一覧は、シーズン前に別途送付予定。

接種対象者について

- 1) かかりつけ医が住所地市町村以外にある者
- 2) 病気治療等で住所地以外の病院等に入院している者

接種料金について

広域化における接種料金は被接種者の住所地市町村の料金とする。

※ただし、福岡市の住民については接種地の料金とする。

接種手続きについて

- 1) 事前予約を受ける。

接種希望者の住所地市町村の広域化実施開始時を確認のうえ、接種希望日、接種希望ワクチン等の確認をする。従来の「予防接種依頼書」は必要ない。

※各医療機関で実施可能な予防接種が異なるため、接種できない場合は、その旨を接種希望者へ伝える。

- 2) 接種当日に必要なものを、希望者に伝える。

例)「乳幼児医療費受給資格者証（インフルエンザは除く）」

「健康保険証」、「母子健康手帳（インフルエンザを除く）」

「老人保健医療受給者証（インフルエンザのみ）」等

※インフルエンザにおいて自己負担金免除となる生活保護受給者等で、従来より接種時に住所地市町村の証明が必要な場合は、定められた住所地の証明書が必要。詳しくは、接種希望者もしくは医療機関から各市町村担当課へ問い合わせのうえ、接種を行うこと。

- 3) 当日は、住所等接種に必要な事項を確認のうえ接種を行う。

予診票は、接種希望者の住所地もしくは医療機関所在地市町村のものを使用する。(統一された様式はありません。)

- 4) 接種後は、実績報告書兼請求書（広域化分）に予診票を添付して、被接種者住所地市町村もしくは医師会へ提出する。

※各市町村接種料金一覧と請求先一覧を参照。

※粕屋地区への請求については、粕屋地区専用の報告書兼請求書を使用。

※前年度接種分の請求については、各市町村とも支払会計処理の期限があるため、早急に提出すること。

- 5) 料金の支払いは、市町村が請求を受理した日から起算して30日以内に、医師会もしくは直接市町村より支払われる。

広域化の契約（委任書）について

広域実施契約については、各市町村長と福岡県医師会長との間で締結し、福岡県医師会長は、予防接種の広域化実施協力を承諾した医師（医療機関）の代理人として契約する。

実施協力医療機関として委任書（様式1）を提出の場合は、各市町村への周知、請求支払事務等の関係上、提出月の翌月1日から、広域化の接種が可能となる。

＊広域化協力医療機関に対しては、「福岡県定期予防接種広域化実施医療機関ステッカー」を地域医師会より配布。

委任書を提出した医療機関が、諸事情により広域接種を取り止める場合には、速やかに辞退届（様式3）を提出すること。

※ご不明な点等ありましたら、各市町村担当課もしくは各医師会へお問い合わせ下さい。

委 任 書

定期予防接種広域化に係わる契約について、福岡県医師会会長を
代理人と定め、その手続きを委任いたします。

平成 年 月 日

住 所 _____

医療機関名 _____

管理者名 _____ 印

定期予防接種実績報告書兼請求書（広域分）

（ 月分）

市町村長 殿

所 在 地

医療機関名

※代表者名

印

電話番号

添付予診票のとおり、予防接種が完了いたしましたので、下記のとおり請求します。

記

ワクチン	1件あたりの料金（円）	件 数	請求金額（円）
三種混合			
二種混合			
麻しん			
風しん			
M R			
日本脳炎			
インフルエンザ [*]			
インフルエンザ [*] （自己負担免除者）			
不可問診			
合 計			

(振込先金融機関)

銀行 支店				口座名義人
				フリガナ 氏名
預金 種目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	口座 番号		

※ 代表者名は、委任書（福岡県医師会へ提出）に記載した管理者名と同じ者とする。

予 防 接 種 委 託 料 請 求 書 (粕屋地区)

平成 年 月 日

市町長 殿

医療機関住所
医療機関名
代表者名

金融機関	銀行 本店 ・ 本所 信用組合・信用金庫 農協 支店 ・ 支所	
普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ 口座名		

次のとおり予防接種委託料を請求します。

(平成 年 月分)

予防接種の種類及び単価		予診票の枚数	請求金額
三 種 混 合	5, 103円	枚	円
二 種 混 合 (2 期)	4, 410円	枚	円
M R	10, 679円	枚	円
麻 し ん	7, 151円	枚	円
風 し ん	7, 161円	枚	円
麻しん・MR不可予診(皮内テスト)	5, 660円	枚	円
日 本 脳 炎	6, 117円	枚	円
不 可 予 診	2, 835円	枚	円
インフルエンザ	6 5 歳 以 上	3, 000円	枚 円
	生 活 保 護 者	4, 000円	枚 円
	不 可 予 診	1, 050円	枚 円
請 求 金 額 (計)			円

粕屋地区(古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町)

辞 退 届

定期予防接種広域化に係わる契約について、下記理由により辞退
いたします。

平成 年 月 日

住 所 _____

医療機関名 _____

管理者名 _____ 印

辞退理由 _____

平成19年度各市町村定期予防接種料金表

		DPT	DT	MR	麻しん	風しん	日本脳炎	予診のみ	特記事項
北九州市		5,286	3,328	10,211	9,402	6,011	4,383	2,835	※減免対象者：65歳以上で生活保護受給者又は世帯全員が非課税世帯の方、接種を受けるには「減免」と明記した予診票が必要なので、接種前に市窓口へ。 ※インフルエンザの施設実施分については、「予診のみ」の支払いを行わない。
中間市・水巻町・岡垣町・遠賀町・芦屋町	(6歳未満)	5,478	5, 079(6歳以上)	10,350	6,938	6,959	5,331	2,835	・インフルエンザ*(65歳以上)接種期間：H19.10.20～H20.3月末迄 ※インフルエンザ*接種で「無料」と明記した予診票を持参した被接種者については負担金を徴収せず、全額¥4,292(一般)、¥2,202(入院、施設入所者)を請求すること。
	(6歳以上)	4,722		9,594	6,182	6,203	4,575		
京築地区(行橋市・苅田町・みやこ町)		別 紙①を参照							
豊前市		3,907	4,327	8,748	5,230	5,167	※接種前に豊前市役所にお問合せ下さい	1,610	
築上町		3,960	3,900	8,750	5,420	5,420	※接種前に築上町役場にお問合せ下さい	1,300	
吉富町		3,970	4,001	8,800	5,408	5,419	3,886	2,500	
上毛町		3,970	3,870	8,850	4,920	4,920	定価確定後に協議	2,500	
福岡市		福岡市民の接種料金は、接種地の料金。請求は、報告書兼請求書に予診票を添付して直接福岡市へ。							
筑紫野市・大野城市・大宰府市・那珂川町・春日市		6,358	5,583	10,704	7,281	7,287	5,124	2,835	
前原市・二丈町・志摩町		6,999	5,948	11,340	8,499	8,488	6,844	3,326	
古賀市・須恵町・篠栗町・新宮町・宇美町・粕屋町・久山町・志免町		5,103	4,410	10,679	7,151	7,161	6,117	2,835	★麻しん・MR不可予診(皮内テスト)：5,660
宗像市		5,450	5,051	10,217	6,804	6,804	5,156	2,920	
福津市		5,450	5,051	10,217	6,804	6,804	5,156	2,920	
直方市・鞍手町・宮若市・小竹町	(6歳未満)	5,284		10,051	6,670	6,670	5,179	1,090	
	(6歳以上)	4,564		9,331	5,950	5,950	4,459	740	
桂川町		4,478 (接種不可1,610)	4,242 (接種不可1,260)	11,322 (接種不可1,610)	7,941 (接種不可1,610)	7,941 (接種不可1,610)	乳幼児：4,043 (接種不可1,610)		
							小学校4年生：4,530 (接種不可1,260)		
飯塚市・嘉麻市		4,478 (接種不可1,610)	4,242 (接種不可1,260)	11,322 (接種不可1,610)	7,941 (接種不可1,610)	7,941 (接種不可1,610)	乳幼児：4,043 (接種不可1,610)		
							小学校4年生：4,530 (接種不可1,260)		
久留米市(合併4町含む)		別 紙②を参照							
大牟田市		別 紙③を参照			8,628	8,628			
八女市・筑後市・立花町・黒木町・広川町・矢部村		5,229	5,124	9,870	6,678	6,678	5,103	2,835	

平成19年度各市町村定期予防接種料金表

		DPT	DT	MR	麻しん	風しん	日本脳炎	予診のみ	特記事項
星野村		集団接種(接種不可)	集団接種(接種不可)	9,870	6,678	6,678	集団接種(接種不可)	2,835	※DPT、DT、日本脳炎は集団接種のため、接種不可。
朝倉市・筑前町・東峰村	接種料金	4,467	4,599	11,550	8,169	8,169	4,647(幼)4,557(児童・生徒)		※請求月日については未記入で提出。※インフルエンザ接種については、被接種者から自己負担¥1,000を徴収するが、 <u>市町村への請求金額は¥4,273とする。市町村からは被接種者自己負担額¥1,000を差引いた¥3,273が払い込まれる。</u> ※生保受給者分の請求は、福祉事務所発行の「証明書」を必ず予診票に添付して請求すること。
	予診のみ	1,659	1,292	2,173	2,173	2,173	1,659(幼)1,292(児童・生徒)		
小郡市		4,670	4,530	1期:11,440	1期:8,060	1期:8,060	1期:4,400	2,830	
				2期:9,700	2期:6,320	2期:6,320	2期:4,480		
大刀洗町		4,660	4,540	1期:11,440	8,055	8,055	1期:4,400		予診のみ:2,830
				2期:9,700			2期:4,470		
大川市・大木町		4,453	4,232	9,272	5,839	5,839	4,348	1,680	※二種混合実施期間:8月～9月
柳川市		乳幼児:4,400 (接種不可2,142)	4,379 (接種不可1,862)	11,466 (接種不可3,591)	8,064 (接種不可3,591)	8,064 (接種不可3,591)	乳幼児:5,576 (接種不可2,142)		
		小学生:4,022 (接種不可1,678)					小学生:5,198 (接種不可1,678)		
みやま市		乳幼児:4,400 (接種不可2,142)		乳幼児:11,466 (接種不可3,591)	乳幼児:8,064 (接種不可3,591)	乳幼児:8,064 (接種不可3,591)	乳幼児:5,576 (接種不可2,142)		
		小学生:4,022 (接種不可1,678)					小学生:5,198 (接種不可1,678)		
うきは市		5,132	4,422	11,592	8,132	8,132	4,662	1,812	

平成19年度定期予防接種委託料単価表(消費税及び地方消費税を含む)

平成19年4月1日 現在

		種 類	接種年齢	注射	行橋市 単価(円)	苅田町 単価(円)	みやこ町 単価(円)	備考
定期 接種	初診	麻疹・風しん 混合(MR)	6歳未満	有	10,130	10,130	9,900	
				無	3,700	3,700	3,420	
		6歳以上	有	9,370	9,370	9,180		
			無	2,940	2,940	2,700		
		麻しん	6歳未満	有	6,870	6,860	6,460	
				無	3,700	3,700	3,420	
		6歳以上	有	6,110	6,100	5,740		
			無	2,940	2,940	2,700		
		風しん	6歳未満	有	6,860	6,860	6,450	
				無	3,700	3,700	3,420	
		6歳以上	有	6,100	6,100	5,730		
			無	2,940	2,940	2,700		
		三種混合	6歳未満	有	5,520	5,490	5,190	
				無	3,700	3,700	3,420	
		6歳以上	有	4,760	4,730	4,470		
			無	2,940	2,940	2,700		
		二種混合	6歳未満	有		5,700	5,350	
				無		3,700	3,420	
		6歳以上	有			4,940	4,630	
			無			2,940	2,700	
	二種混合 0.1ml	6歳以上	有	4,442				
			無	2,940				
	二種混合 1ml	6歳以上	有	4,915				
			無	2,940				
	日本脳炎	6歳未満	有	5,370	5,370	5,020		
			無	3,700	3,700	3,420		
	6歳以上	有	4,610	4,610	4,300			
		無	2,940	2,940	2,700			
	再診	麻疹・風しん 混合(MR)	6歳未満	有	8,300	8,300	8,060	
				無	1,870	1,870	1,580	
6歳以上		有	7,940	7,940	7,710			
		無	1,510	1,510	1,230			
麻しん		6歳未満	有	5,040	5,030	4,620		
			無	1,870	1,870	1,580		
6歳以上		有	4,680	4,670	4,270			
		無	1,510	1,510	1,230			
風しん		6歳未満	有	5,030	5,030	4,610		
			無	1,870	1,870	1,580		
6歳以上		有	4,670	4,670	4,260			
		無	1,510	1,510	1,230			
三種混合		6歳未満	有	3,690	3,660	3,350		
			無	1,870	1,870	1,580		
6歳以上		有	3,330	3,300	3,000			
		無	1,510	1,510	1,230			
二種混合		6歳未満	有		3,870	3,510		
			無		1,870	1,580		
6歳以上		有		3,510	3,160			
		無		1,510	1,230			
二種混合 0.1ml		6歳以上	有	3,012				
			無	1,510				
二種混合 1ml		6歳以上	有	3,485				
			無	1,510				
日本脳炎		6歳未満	有	3,540	3,540	3,180		
			無	1,870	1,870	1,580		
6歳以上		有	3,180	3,180	2,830			
		無	1,510	1,510	1,230			

久留米市との委託による予防接種料

期 間	平成19年4月1日 ～ 平成20年3月31日			実施場所	受託医療機関	
予防接種名 及び 実施期間・料金は下記のとおりです。(消費税込み・1円未満切り捨て)						
区 分	実施期間	単 位	対象年齢	合 計	内ワクチン料	接種不可者
三種混合	年間を通じて	1回当り	3～90ヶ月	6, 772円	1, 500円	2, 835円 (6歳未満) 1, 291円 (6歳以上)
二種混合	年間を通じて	1回当り	11～13歳	4, 441円	1, 300円	
麻しん・風しん (混合MR)	年間を通じて	1回当り	1期・2期	11, 497円	6, 000円	
麻 し ん	年間を通じて	1回当り	1期・2期	8, 095円	2, 760円	
風 し ん	年間を通じて	1回当り	1期・2期	8, 095円	2, 760円	
日本脳炎	年間を通じて	1期初回・追加	6～90ヶ月	6, 667円	1, 400円	
		2期	9～13歳	4, 546円		
		1期2回	6～90ヶ月	3, 370円		

- ・予診票により、問診、診察を行い、予防接種を実施する。
- ・実施にあたっては、予防接種実施規則に基づいて行う。
- ・実施にあたっては、必ず該当年齢を確認する。
- ・予防接種実施後、予診票下欄に所要事項を記入する。
- ・予防接種実施後、母子健康手帳の予防接種欄に接種事項を記入する。(母子健康手帳不携帯の場合は、予防接種済証を発行する。)

大牟田市との委託による予防接種料

予防接種名	実施時期	対象者の範囲	一件あたりの委託料金	予診のみ
三種混合	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	・生後3月～生後90月(7歳6月)未 満の乳幼児 ※任意接種(公費負担)対象者含む	・4,192円	2,500円
麻疹 風疹混合	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	・生後12～生後24月未満の乳児 ・5歳～7歳未満の乳児	○第1期…11,844円 ○第2期…11,194円	3,420円…第1期・第2期
日本脳炎	平成19年6月1日～ 8月31日	・生後6月～生後90月(7歳6月) 未満の乳幼児 ・9歳～12歳の小・中学生	○生後6月～就学前の幼児…4,324円 ○生後90月(7歳6月)未満の小学生…3,734円 ○9歳～12歳の小・中学生…4,224円 ※現行ワクチンによる委託料金です。今後改良 ワクチンで接種を実施する場合は、委託料金が 改定されることがあります。	・2,800円…生後6月～就学前の幼児 ・2,210円…生後90月(7歳6月)未満の小学生 ・2,700円…9歳～12歳の小・中学生
二種混合	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	11歳・12歳の小・中学生 (大牟田市では小学6年生で実施)	・4,308円	2,700円
インフルエンザ	平成19年10月1日～ 12月31日	①接種日当日65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満で、心臓・ じん臓若しくは呼吸器の機能または ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の 機能に障害を有するものとして 厚生労働省で定めるもの	○一部負担金免除者…3,540円 ○一部負担金徴収者…2,240円 (自己負担金1,300円を医療機関で徴収)	2,350円
麻疹	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	・生後12～生後24月未満の乳児 ・5歳～7歳未満の乳児	○第1期…8,390円 ○第2期…7,740円	3,420円…第1期・第2期
風疹	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	・生後12～生後24月未満の乳児 ・5歳～7歳未満の乳児	○第1期…8,390円 ○第2期…7,740円	3,420円…第1期・第2期

定期予防接種広域化接種料金請求方法一覧(平成19年4月1日現在)

北九州ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
北九州市	北九州市	①北九州市内の医療機関が実施した広域化の接種については、北九州市医師会経由で各市町村へ請求。 ②北九州市以外の医療機関が北九州市住民へ接種を行った場合は、原則として当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接北九州市へ請求。	北九州市医師会管内医療機関へは事務費として北九州市医師会1件42円、区医師会事務費(各区で設定。管内医療機関へは通知済)を差し引き、委託料を支払う。 管外医療機関へは北九州市より直接支払い。
遠賀中間	中間市	遠賀中間医師会経由 (※送付先別紙参照)	請求は、毎月締め翌月10日まで ※接種医療機関へは、1件につき事務手数料100円を差引いた金額を支払う。(不可問診を除く)
	芦屋町		
	水巻町		
	岡垣町		
	遠賀町		
京都	行橋市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締め翌月10日まで
	苅田町		
	みやこ町		
豊前築上	豊前市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締め翌月10日まで
	築上町		
	吉富町		
	上毛町		

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求方法一覧(平成19年4月1日現在)

福岡ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
福岡市	福岡市	市へ直接請求	請求は、①乳幼児の予防接種については3ヶ月毎に最終月の翌月10日(7,10,1,4月10日)まで ②インフルエンザ予防接種については接種期間終了後の翌月10日までに請求
筑紫	筑紫野市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
	春日市		
	大野城市		
	太宰府市		
	那珂川町		
糸島	前原市	各市町村へ直接請求	請求は、前原市は毎月締めめの翌月末、二丈町、志摩町は毎月締めめの翌月5日まで
	二丈町		
	志摩町		
粕屋	古賀市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月5日まで
	宇美町		
	篠栗町		
	志免町		
	須恵町		
	新宮町		
	久山町		
	粕屋町		
宗像	宗像市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
	福津市		

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求方法一覧(平成19年4月1日現在)

筑豊ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
直方鞍手	直方市	①直方鞍手医師会内の医療機関が、直方鞍手管内住民へ接種を行った場合は、医師会経由で各市町村へ請求。(従来の管内における広域化) ②管内住民が管外市町村で接種した場合、管外市町村住民が管内医療機関にて接種の場合は各市町村へ直接請求。	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	小竹町		
	鞍手町		
	宮若市		
田川	田川市	調整中(集団接種地域)	田川地区住民への広域化予防接種は出来ません ※田川地区広域化実施協力医療機関における、広域化契約済市町村住民の受け入れ接種は可能
	香春町		
	添田町		
	福智町		
	糸田町		
	川崎町		
	大任町		
	赤村		
飯塚	飯塚市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	桂川町		
	嘉麻市		

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求方法一覧(平成19年4月1日現在)

筑後ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
久留米	久留米市	①久留米市内の医療機関が実施した広域化の接種については、久留米医師会経由で各市町村へ請求。 ②久留米市以外の医療機関が久留米市住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接久留米市へ請求。	3ヶ月毎に最終月の翌月(7,10,1,4月)10日までに請求
大牟田	大牟田市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締め翌月10日まで
	みやま市	みやま市の旧高田町の医療機関は、みやま市に直接請求	
八女筑後	八女市	各市町村へ直接請求	・乳幼児予防接種については、3ヶ月毎に翌月10日までに市町村へ請求 ・インフルエンザ予防接種については、実施期間分をまとめて翌月10日(1月10日)までに市町村へ請求
	筑後市		
	黒木町		
	立花町		
	広川町		
	矢部村		
	星野村		
甘木朝倉	朝倉市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締め翌月10日まで
	筑前町		
	東峰村		
小郡三井	小郡市	各市町村へ直接請求	①乳幼児の予防接種については3ヶ月毎に最終月の翌月(7,10,1,4月)10日まで ②インフルエンザ予防接種については接種期間終了後の翌月10日までに請求
	大刀洗町	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締め翌月10日まで
大川三潆	大川市	①大川三潆医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種については、大川三潆医師会経由で各市町村へ請求。 ②大川三潆医師会管外の医療機関が大川市、大木町住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接行政へ請求。	請求は、毎月締め翌月10日まで
	大木町		
柳川山門	柳川市	柳川山門医師会経由(※送付先別紙参照)	・管内医療機関分については医師会にて取りまとめて一括請求→医師会より医療機関へ振り込み ・管外医療機関は、3ヶ月毎に翌月10日までに柳川山門医師会へ請求書を提出→市町より医療機関へ直接振り込み
	みやま市	みやま市の旧瀬高町・山川町の医療機関は、柳川山門医師会経由。	
浮羽	うきは市	①浮羽医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種については、浮羽医師会経由で各市町村へ請求。 ②浮羽医師会管外の医療機関が浮羽医師会管内住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接行政へ請求。	請求は、毎月締め翌月10日まで

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

福岡県定期予防接種広域化—医師会経由請求先—

○遠賀中間医師会（中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）

医師会宛請求書を使用

〒807-0052

遠賀郡水巻町下二西 2-1-33 TEL: 093-201-3461

○柳川山門医師会（柳川市、瀬高町、山川町）

市町村長宛請求書を使用

〒832-0827

柳川市三橋町蒲船津 351 TEL 0944-72-2714

各市町村予防接種担当課一覧

	市町村名	課	〒	住所1	住所2	TEL	FAX
1	北九州市	保健医療部保健衛生課	803-8501	北九州市小倉北区内1-1		093-582-2435	093-582-2598
2	福岡市	保健福祉局保健医療部保健予防課	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1		092-711-4270	092-733-5534
3	大牟田市	保健所健康対策課	836-8666	大牟田市不知火町1-5-1		0944-41-2669	0944-41-2675
4	中間市	健康増進課健康係	809-0014	中間市蓮花寺3-1-6	中間市保健センター	093-246-1611	093-246-3024
5	芦屋町	健康対策課健康係	807-0101	遠賀郡芦屋町幸町8-30	ほほえみほーる	093-222-2123	093-222-2010
6	水巻町	健康福祉課健康推進係	807-0025	遠賀郡水巻町頃末南3-11-1	いきいきほーる	093-202-3212	093-202-3621
7	岡垣町	こども未来課こども未来係	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1-1-1		093-282-1211	093-283-3027
8	遠賀町	保健課健康対策係	811-4305	遠賀郡遠賀町大字今古賀513		093-293-1234	093-293-0806
9	行橋市	健康対策課健康づくり推進係	824-0063	行橋市中津熊501	ウィズ行橋保健センター	0930-23-8888	0930-25-2650
10	苅田町	健康福祉課健康づくり係	800-0314	京都郡苅田町幸町6-91	苅田町総合保健福祉センター パンジープラザ	093-436-5115	093-436-5110
11	みやこ町	健康づくり課	824-0892	京都郡みやこ町勝山上田960		0930-32-2511	0930-32-4563
12	豊前市	市民健康課健康係	828-8501	豊前市大字吉木955	豊前市総合福祉センター内	0979-82-1111(内1601)	0979-83-0566
13	築上町	健康福祉課健康増進1係	829-0392	築上郡築上町大字椎田891-2		0930-56-0300(内512)	0930-56-5519
14	吉富町	健康福祉課	871-0811	築上郡吉富町大字広津342	吉富あいあいセンター	0979-23-9900	0979-23-9900
15	上毛町	健康福祉課健康増進係	871-0992	築上郡上毛町大字垂水1321-1		0979-72-3111	0979-72-4664
16	春日市	健康課	816-0851	春日市昇町1-120	春日市いきいきプラザ	092-501-1134	092-501-0051
17	大野城市	健康課	816-0932	大野城市瓦田4-2-1	すこやか交流プラザ内	092-501-2222	092-584-5656
18	筑紫野市	健康福祉部健康推進課	818-0013	筑紫野市岡田3-11-1	総合福祉センター カミリーヤ	092-920-8611	092-926-6006
19	太宰府市	保健福祉部 保健センター	818-0125	太宰府市五条3-1-1	太宰府保健センター	092-928-2000	092-920-7143
20	那珂川町	健康課	811-1292	筑紫郡那珂川町大字西隈64-1		092-953-2211	092-954-0043
21	前原市	健康課 健康推進係	819-1192	前原市前原西1-1-1		092-323-1111	092-321-1139
22	二丈町	健康福祉課健康推進係	819-1601	糸島郡二丈町大字深江1360		092-325-1111(内127)	092-325-0179
23	志摩町	保健福祉課健康係	819-1392	糸島郡志摩町大字初30		092-327-1111(内134)	092-327-3725
24	宇美町	健康課健康係	811-2131	粕屋郡宇美町貴船2-28-1	宇美町健康福祉センター うみハビネス	092-933-0777	092-933-0210
25	篠栗町	健康課	811-2416	粕屋郡篠栗町大字田中1-1	オアシス篠栗	092-947-8888	092-947-2414
26	志免町	健康課	811-2292	粕屋郡志免町志免中央1-1-1		092-935-1001	092-935-1529
27	須恵町	保健環境課	811-2193	粕屋郡須恵町須恵771		092-932-1151	092-933-6579
28	新宮町	健康福祉課健康係	811-0112	粕屋郡新宮町大字下府425-1	シーオーレ新宮	092-962-5151	092-962-5333
29	古賀市	保健福祉部健康づくり課予防係	811-3116	古賀市庄205	古賀市保健福祉総合センター	092-942-1151	092-942-1154
30	久山町	健康福祉課健康係	811-2501	粕屋郡久山町大字久原1822-1	久山町ヘルスC&Cセンター	092-976-3377	092-976-3378
31	粕屋町	健康福祉課健康推進係	811-2392	粕屋郡粕屋町駕与丁1-1-1	粕屋町健康センター	092-938-2311(内525)	092-938-2415
32	宗像市	健康づくり課すこやか支援係	811-3437	宗像市大字久原180	メイトム宗像内	0940-36-1187	0940-36-0224
33	福津市	いきいき健康課健康相談係	811-3218	福津市手光南2-1-1	ふくとびあ内	0940-34-3352	0940-34-3335
34	直方市	健康福祉課健康づくり係	822-8501	直方市殿町7-1		0949-25-2114	0949-25-2118
35	小竹町	福祉医療課健康対策係	820-1103	鞍手郡小竹町大字勝野1152		09496-2-1864	0946-2-1867

各市町村予防接種担当課一覧

	市町村名	課	〒	住所1	住所2	TEL	FAX
36	鞍手町	健康増進課	807-1305	鞍手郡鞍手町大字新延414-1		0949-42-8812	0949-42-8801
37	宮若市	健康増進課健康対策係	823-0011	宮若市本城458-2	宮若市保健センター	0949-32-8530	0949-32-8518
38	田川市	福祉部保健高齢障害課保健センター	825-0002	田川市大字伊田2550-1		0947-44-8270	0947-44-8280
39	香春町	住民課	822-1492	田川郡香春町大字高野994		0947-32-8400	0947-32-4815
40	添田町	住民課	824-0691	田川郡添田町大字添田2151		0947-82-1232	0947-82-5508
41	福智町	保健福祉課健康づくり係	822-1212	田川郡福智町弁城2239-10	方城保健センター	0947-22-5101	0947-22-6273
42	糸田町	住民課	822-1392	田川郡糸田町1975-1		0947-26-1235	0947-26-1238
43	川崎町	福祉健康課保健課	827-0004	田川郡川崎町大字田原804		0947-72-3000	0947-72-6453
44	大任町	住民1課衛生係	824-0512	田川郡大任町大字大行事3067		0947-63-3000	0947-63-3813
45	赤村	住民課健康増進係	824-0432	田川郡赤村大字内田1188		0947-62-3000	0947-62-3007
46	飯塚市	保健福祉部健康増進課	820-0043	飯塚市西町7-8	飯塚保健センター	0948-24-4002	0948-25-8994
47	桂川町	健康づくり課健康づくり係	820-0693	嘉穂郡桂川町大字土居361	桂川町総合福祉センター	0948-65-0001	0948-65-0078
48	嘉麻市	健康課母子保健係	821-8501	嘉麻市上山田392		0948-53-1121	0948-53-1149
49	久留米市	健康福祉部健康医療課	830-8520	久留米市城南町15-3		0942-30-9033	0942-30-9752
50	八女市	健康課健康推進係	834-8585	八女市大字本町647		0943-23-1352	0943-22-2186
51	筑後市	健康づくり課健康増進係	833-8601	筑後市大字山ノ井898		0942-53-4111(内311)	0942-53-4119
52	黒木町	福祉課 福祉係	834-1292	八女郡黒木町大字今1314-1		0943-42-1115	0943-42-4591
53	立花町	健康福祉課保健係	834-8555	八女郡立花町大字原島95-1		0943-23-5141	0943-22-3512
54	広川町	健康福祉課高齢者・健康係	834-0115	八女郡広川町大字新代1804-1		0943-32-1111	0943-32-5164
55	矢部村	住民福祉課 保健係	834-1492	八女郡矢部村大字北矢部10528		0943-47-3111	0943-47-2855
56	星野村	住民グループ保健班	834-0292	八女郡星野村10775-14		0943-52-3110	0943-52-3518
57	朝倉市	健康課	838-0068	朝倉市甘木198-1	朝倉市保健福祉センター	0946-22-8571	0946-23-0732
58	筑前町	健康福祉課健康係	838-0802	朝倉郡筑前町久光951-1	めくばー健康福祉館内	0946-22-3417	0946-24-8751
59	東峰村	住民福祉課	838-1692	朝倉郡東峰村大字小石原941-9	東峰村役場 小石原庁舎	0946-74-2311	0946-74-2722
60	小郡市	保健福祉部健康課健康推進係	838-0126	小郡市二森1167-1	総合保健福祉センター	0942-72-6666	0942-72-6477
61	大刀洗町	健康福祉課保健衛生係	830-1298	三井郡大刀洗町大字富多819		0942-77-2266	0942-77-2205
62	大川市	保健センター課	831-0031	大川市大字上巻405-1	大川市保健センター	0944-86-8450	0944-86-8464
63	大木町	健康福祉課健康づくり係	830-0416	三猪郡大木町大字八町牟田538-1	大木町健康福祉センター	0944-33-2013	0944-32-2016
64	柳川市	健康係	832-0058	柳川市大字上宮永町6-3	柳川市総合健康福祉センター水の郷	0944-75-6200	0944-75-6210
65	みやま市	介護健康課健康係	835-8601	みやま市瀬高町小川5		0944-63-6111	0944-64-1503
66	うきは市	保健課健康対策係	839-1393	うきは市吉井町新治316		0943-75-3111	0943-75-5509